(4)申告及び処理の状況

	区分	課	税	価	格	納	付	税	額	被木	目続人
		相続。	相続人の数		額	相続人の数		金	額	の	数
			人		千円		人		千円		人
	√ 申 告 翻	į	2,603	174,	906,328		2,269	16,	485,656		818
本	修正申告による増差額	į	59	;	329,381		115		81,677		39
年 {	更正による増差額	į	-		-		-		-		-
+)	更正等による減差額	į	11		95,415		35		15,817		15
分	決 定 額	į	-		-		-		-		-
	計	実	2,616	175,	140,294	実	2,267	16,	551,516	実	818
	(申 告 額	į	51	2,	479,274		50		122,997		22
過	修正申告による増差額	į	817	10,	359,945		1,094	2,	244,113		386
年	更正による増差額	į	3		26,428		3		3,790		2
+ 1	更正等による減差額	į	144	•	778,569		189		562,390		88
分	決 定 額	į	1		4,654		1		6,457		1
	計	実	53	12,	091,732	実	113	1,	814,967	実	30
	(申 告 額	į	2,654	177,	385,602		2,319	16,	608,653		840
合	修正申告による増差額	į	876	10,	689,326		1,209	2,	325,790		425
	更正による増差額	į	3		26,428		3		3,790		2
	更正等による減差額	į	155	;	873,984		224		578,206		103
計	決 定 額	į	1		4,654		1		6,457		1
	計	実	2,669	187,	232,026	実	2,380	18,	366,484	実	848

調査対象等: 「本年分」は平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年11月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注)「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5)加算税の状況

X	分	<u>د</u>	過少申告	5加算税	無申告	加算税	重加算税		
	,	Л	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
			人	千F	人	千円	人	千円	
本	年	分	17	1,49	5 21	2,505	-	-	
過	年	分	823	154,44	5 83	24,717	113	256,670	
合		計	840	155,94	0 104	27,221	113	256,670	

調査対象等:「(4)申告及び処理の状況」と同じである。